

以上でございます。

○教育長（木村 猛君）

ただいまの御質問でございますけれども、確かに教育におきますいじめだとか、それから暴力行為、特効薬は確かにないわけでございます。これは確かに我々教育委員会といたしましては、校長、教頭を督励いたしまして、地道ではございますけれどもやっていくより手がないんじゃないかというふうに考えております。

それからなお、福生の場合でございますけれども、四十人学級が仮に実施されたとしても、現在の一、二中は、現在の教室の数で足りるわけでございます。したがって六十一年度がピークでございますけれども、これを六十二年度から暫時四十人学級にもっていても、現教室でかなり余りが出てくるというような数字には一応なっております。

我々としたしましても、学校当局を極力督励いたしまして、その問題につきまして絶対起ささないようにということを、口を酸っぱくして指導するより手がないんじゃないかというふうに考えております。

○議長（木村 治男君）

四回目になりますので要望にとどめてください。

○十一番（原 敏子君）

それでは順番に国保からお願いいたします。

要望させていたただきたいと思っております。

今いろいろ質問、答弁を繰返してみても、やはり老人保健法の実施、退職者医療制度の実施で、去年は国庫補助金が五千三百万減額になって削減された。それで、これはまた削減されていませんから、はっきりわからないまでも、約三千七百万の都の補助金が削減されようであるということになって、国保会計が非常に苦境に立っているということは、はっきり明らかになったんだろうというふうに思うんです。

このうちで、市長会や議長会や市議会やさまざまな所で、国や東京都に対して、補助金の削減はやめてほしいという意見書や要望などを繰り広げているところだろうというふうに思いますけれども、ぜひ福生の市長としても、そして担当の部長さんや課長さんとしても、ぜひこのことは本当に強く、東京都や国に対して働きかけていたただきたいと思っております。これが補助金が削減されたままになりますと、結局は一般会計からの繰り入れをするか、あとは保険税のアップをするしかないだろうというふ

うに思うわけです。そうなりますと、市民の生活はますます大変になってきますので、その点強く要望しておきたいと思ひます。

それから、減免措置のことにつきまして、ぜひ他市のも検討していただきというふうに思ひます。福生では、六割が今言われたような数字で、四割がこのような数字でありますけれども、では他市の状況がどのようなになっていて、これからこういうふうな国保というのは、体、病氣、言つてみれば生きていくということに非常に大きな関連がありますので、ぜひこのところをお願いしたいというふうに要望しておきます。

教育の問題ですけれども、確かに教育長も特効薬がないと言われたから、確かにそうなんだろうというふうに、私も再度、どんなに頭を使つても、どういふふうにしたら今の子供たちが救えるのかというのが、なかなかわからない。確かに特効薬がなく、やはりこういう社会的な問題、学校の先生方や子供たちやそれぞれの父母の皆さんにいろいろな話をして、先日行われましたああいう教育の講座なんかも聞いて、そういう中で地道な活動がこういう子供たちを救つていけるのかなというふうな気がしないでもないんです。

けれども、私としては、一人の母親としてみても、一つの学校の生徒数が少ないと、やはりこういういじめや非行の問題は、そういうところからも解決していくのではないかと、それは強く思ふんです。というのは、今国の基準が一学級四十五人、文部省からいろいろな言われて大蔵省に働きかけても、四十人といひますね。では欧米ではどうなっているかと、よその国と比べてみますと、もっと少ないですね、このごろの子供たちは、やはり思春期を迎える子供たち、いろいろな点で不安定な中で、しかも、日本の場合は、受験戦争をこの時期に迎えるわけです。先生や親が、そして教育委員会が必死になつても、とてもなかなか難しい状況にあるのが、この中学生の子供たちじゃないかと思ふんです。

私は、お金が非常にかかるのかもしれないけれども、こういう子供たちを救うには、やはり生徒数を少なくして、子供一人当たりの先生の数をうんとふやしていくことが、やはり一つの案ではないかというふうに思ふんです。これですべて解決するというふうには思ひませんけれども、でも、やれることはやってみる。全国で九人目の中学生の自殺者だというふうにも、ようの新

聞報道では書いてありましたけれども、福生ではこういう事件が今のところありませんからまだいいんですけれども、でもきょうの新聞で見ますと、学校に訴えて、警察に言った後すぐこういう事件が起きたと、本当に何とも痛ましい事件がこのところ続出しているわけで、私は、福生ではこういうことが絶対起きてはならないというふうに思いますし、ですから教育委員会として何かできるか、そういうことをもう一度、教育長を初め教育委員の皆さんと学校の先生、校長先生なんかも含めて、ぜひもっと突っ込んだ研究や検討をしていただきたい。本当に心からお願ひいたしました。教育の問題はこれは終わらせて、要望させていただきます。

基地の問題は、市長は、いろいろ私と違うから容認せざるを得ないというふうに言われました。確かに違うから、それはそれで仕方ないんだらうというふうには思いますけれども、でも最後に、基地があつて、デメリットの部分を福生市民は受けているんだというところでは一致しているわけです。メリットの部分というのは、去年の十二月議会であつたと市長も言われましたけれども、どちらかというとデメリットの方が多いという答弁も、去年の十二月議会

で聞いております。基本的には基地がない方が好ましいということも、今回も答弁されましたので、私は、このところに市長との一致点を見出し、して、ぜひとも容認せざるを得ないという立場ではあるでしょうけれども、基地撤去を強く政府や米軍に対して訴えていただきたいと再度要望をいたしました。終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(森田治男君) 次に、二十番 指田保雄君。

(二十番 指田保雄君登壇)

○二十番(指田保雄君) 御指名をいただきましたので、さきに通告いたしました婦人行動計画、健康センター業務の充実、サブ体育館の建設についてお伺いをいたします。

婦人行動計画についてでございますが、これは議会に陳情が提出され、採択をされているわけでございますが、その後、理事者側としてはどのように対応してきたのか、また、これからどのように取り扱っていくかと考えているのか。その点についてお伺いをいたします。

次に、健康センターの業務の充実でございますが、健康センターの運営については、医師会の先生方の協力をいただき、私も感謝をしている一人でございますが、センターを利用して現在乳幼児検診、休日診療等々の業務が行われておりますが、センター施設の利用については、まだ十分にそのセンターを使い切っていないと、このように考えているものでございます。休日には医師及び看護婦の方々もおりますので、市民の健康相談なり、または病後の機能回復訓練なり、先生の協力をいただきながら実施できる事業があるのではないかと考えております。

また、近年がんによる死亡率が高くなり、福生市における状況も五十九年度において死因別死亡状況のトップになっております。

このような状況下、市民のがんに対する関心も高く、各種がん検診が実施されておりますが、先日、日本がん学会で、血液検査によって初期がんはもちろんのこと、前がん状態もわかるという方法が発表されましたが、がん検診事業の中に血液検査を加えていく考えがあるのかいかお尋ねをいたします。

次に、サブ体育館の建設についてでございますが、福生市にはおかげさまで立派な体育館もあり、また中学校、小学校の体育館も開放されているわけでございますが、いわゆる個人で、家族で気軽に鍛錬のできる、そういったいわゆるサブ体育館、そういったものが不足をしているんじゃないかとこのように考えるわけでございます。

これは先ほど石川議員からも質問がございましたので、簡単にお伺いいたします。

以上、登壇による質問といたします。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 指田議員さんの質問にお答えいたします。
第一点の婦人行動計画についてでございます。

このことにつきましては、日ごろいろいろと御指導、御助言をいただいておりますことを感謝申し上げます。

御案内のとおり、婦人問題につきましては、国連が昭和四十二年に婦人に対する差別撤廃宣言によって、男女の性による差別取り扱い

撤廃を世界各国に要請し、昭和五十年を国際婦人年とし、五十一年から十年間を国連婦人の十年と定めて、本年がその最終年に当たるわけでございます。この間、婦人に対するあらゆる差別撤廃条約が採択され、日本も本年六月国会においてこの条約を批准いたしました。また、国や都も国内行動計画、都行動計画等を定めて、施策を総合的に、計画的に進めているところは、御存じのとおりでございます。

二十六市におきましては、策定済の市が七市、さらに三市ほど本年度中を目標に検討されている状況でございます。当市におきましても昭和五十八年婦人問題解決のための福生市行動計画策定に関する陳情書も、議会において採択されているところでございますが、現在は、福生市基本計画の修正作業を行っておりますので、その中に婦人問題を位置づけるため、本年世論調査を実施し、さらに関係課職員によるプロジェクトチームにより検討を進めさせているところでございます。

さて、市行動計画につきましましては、西多摩婦人問題会議、福生婦人問題連絡会等からの要望も受けておりますので、福生市基本

計画の修正作業の終了を待つて検討することとしたいと考えております。

御存じのとおり、婦人問題は教育、労働、健康、家庭、福祉等にわたる、大変広範囲な内容を持っており、さらにその実効性を確保するためには、市民一人ひとりの心の問題ともかかわっております。したがって、実効性のある計画の策定のためには、問題の分析や策定のための手法、市民の皆様との理解等十分な検討をした上で進めたいと存じますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、健康センターの業務の充実についてでございます。

健康センターの施設の利用状況につきましては、現在予防接種を初め、一歳六ヵ月検診、胃がん、乳がん、肺がん検診、その他健康教育、健康相談等年間を通じて数多く利用しているところでございます。また、本年度は老健法に基づく事業といたしまして、機能訓練を実施したい計画でありますが、施設といたしましては、当面現施設の予診室等を利用して、利用度の少ない午前中にフロアにマットを敷き、週二回程度

行っていきたいと考えております。

これからも本施設が有効に活用できるよう創意工夫をしまっている所存でございます。

次に、御質問の中にありましたとおり、福生市における死因別死亡状況では、一番多いのが悪性新生物つまりがんであり、次に多いのが脳疾患、そして心臓疾患となっております。現在市で実施しているのが、がん関係の検診では胃がん、子宮がん、乳がん、そして本年度から新たに肺がん検診を行っております。おかげさまで年々受診者が増加し、がんの予防に対する市民の方々の関心が高まってきているところでございます。その他に、一般健康診査では、大幅な受診率アップを見ることができまいたが、予算等におきましては、大変御心配をおかけいたしました。議員の皆様方の御理解と医師会の先生方の御協力によりまして、疾病の早期発見、早期治療への大きな成果を得ることができましたことを厚く御礼申し上げます。

御質問の血液検査による前がん状態や極初期のがんの発見方法に

つきましては、考えを述べたいと思います。

私としても、このような方法でがんの早期発見ができれば画期的なことではないかと思っております。そこで、このことにつきましては、

医師会の先生に御相談を申し上げましたところ、これらの使用マーカーのCEAの検査は、がんの再発等の状態を検査することに有効な検査として学会でも認めておりますが、がんの早期発見を目的とした研究としては、まだまだ十分な研究の余地がある検査方法であり、現在実施している検査方法の方がより適切ではないかとの御意見でございました。したがって、この検査方法につきましては、これからも十分な研究等が行われ、より検査精度の高い結果が得られますよう、可能性があると思われ、ため、当分の間は、現在の方法で実施させていただきたいと思っております。今後の検査課題としていきたいと考えております。よろしく御理解をいただきたいと思います。

次に、サブ体育館の建設についてでございますが、先ほど石川議員さんの御質問にお答えを申し上げたとおり、地域の方々の御要望におこたえ

できますように、また早い時期に建設できるよう努力してまいりたいと思
いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○二十番（指田保雄君） それでは自席から質問をさせていただきますが、
前向きな御答弁をいただきましたので、これと言って再質問することな
いのでございますが、婦人行動計画でございますが、市長も認識をされて
いるように、二十六市中七市ができてきたと。こういうことは、遅かれ早かれ
これは大きなうねりとなってくることは確実であるとのように考えるわけ
でございます。

そういった中で、婦人に対する教育の機関とか、または婦人が勉強する
場所とか、そういった観点から、婦人会館の建設とか、そういったことも、これ
は将来の課題として出てくるんじゃないか、このように考えられるわけでござ
います。そういった面で、西多摩の中心である福生市でそういった西多
摩の婦人を糾合し、また中心として栄えていくという、精神的にも経済的
にもその中心地になるための婦人会館の建設、こういったことが将来計画と
して考えているかいなか。または、これから考えていくか。その点について簡

単にお答えをお願いしたいと思います。

○企画財政部長（内田和雄君） 西多摩広域圏の問題になろうかと思いま
すが、今のところは婦人会館の建設というものは出ておりません。しかし、御指
摘のとおりでございますので、またこれからの計画等もいろいろ立てていくわけ
ですが、そういう中では、また当局としても発言してまいりたいと思えます。よ
ろしく願います。

○二十番（指田保雄君） 了解します。以上。

○議長（森田治男君） それではここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれをも
つて延会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、十二月十一日午前十時から開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後三時五十八分 延会

昭和六十年十二月三日

福生市議会議長

森田治男殿

昭和六十年第四回福生市議会定例会の招集について

昭和六十年十二月三日付け、福生市告示第六十一号（別紙参照）をもつて、昭和六十年第四回福生市議会定例会を招集したので通知します。

(写)

福生市告示第六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和六十年第四回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和六十年十二月三日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期 日 昭和六十年十二月十日
二 場 所 福生市議会議場

写

福総庶発第二千六百四十五号

昭和六十年十二月三日

福生市長 田 村 匡 雄印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

議案の送付について

昭和六十年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第九十一号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
- 二 議案第九十二号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例
- 三 議案第九十三号 昭和六十年年度福生市一般会計補正予算（第五号）
- 四 議案第九十四号 昭和六十年年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- 五 議案第九十五号 昭和六十年年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）